

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表9（略）</p> <p>附 則（平成30年9月19日経企第1555号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、平成30年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第1156号（平成27年9月18日）の附則第5項及び第6項を次のように改めます。 5 削除 6 削除</p> <p>4 経企第997号（平成30年7月6日）の附則第2項及び第4項中、「平成30年9月30日」を「平成31年1月31日」に改めます。</p>	<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表9（略）</p>

F O M A サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>附 則 (平成 30 年 9 月 19 日経企第 1555 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第 1156 号 (平成 27 年 9 月 18 日) の附則第 5 項及び第 6 項を次のように改めます。 5 削除 6 削除</p> <p>4 経企第 997 号 (平成 30 年 7 月 6 日) の附則第 2 項及び第 4 項中、「平成 30 年 9 月 30 日」を「平成 31 年 1 月 31 日」に改めます。</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p>

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附 則（平成 30 年 9 月 19 日経企第 1555 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。 （料金の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 543 号（平成 24 年 7 月 24 日）の附則第 8 項を次のように改めます。 8 削除</p> <p>4 経企第 1156 号（平成 27 年 9 月 18 日）の附則第 5 項から第 8 項を次のように改めます。 5 削除 6 削除 7 削除 8 削除</p>	<p>第1章～第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p>